

令和2年第1回定例会（2月議会）
予算及び付託議案審査関係資料（追加提案関係）

令和2年3月9日
総務部

【予算関係】

- 資料1 令和元年度2月補正予算（令和2年3月9日追加提案分）
に関する説明資料 (財政課)
- 資料2 令和2年度補正予算（令和2年3月9日追加提案分）
に関する説明資料 (財政課)

【議案関係】

- 資料3 「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」について
(議案第119号) (税務課)

資料1 (追加補正予算関係)

令和2年3月9日
財政課

令和元年度2月補正予算
(令和2年3月9日追加提案分)に関する説明資料

(議案第116号)

令和元年度2月補正予算(令和2年3月9日追加提案分) 主要な歳入増減調書

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 県 税			
2 地方消費税清算金			
3 地方譲与税			
4 地方特例交付金			
5 地方交付税			
6 交通安全対策特別交付金			
7 分担金及び負担金			
8 使用料及び手数料			
9 国庫支出金	171,490	県・市連携文化施設整備事業費 205,343 (267,125 → 472,468)	農地中間管理機構関連事業費 △ 33,853 (219,204 → 185,351)
10 財産収入			
11 寄附金			
12 繰入金	△ 77,783		財政調整基金繰入金 △ 70,197 (2,672,294 → 2,602,097) 農林漁業振興臨時対策基金繰入金 △ 7,586 (1,740,342 → 1,732,756)
13 繰越金			
14 諸収入	△ 4,082		メガ団地等大規模園芸拠点育成事業 △ 4,082 (151,965 → 147,883)
15 県債	△ 511,300		国直轄災害復旧事業負担金 △ 332,000 (617,700 → 285,700) 県・市連携文化施設整備事業費 △ 179,300 (2,971,500 → 2,792,200)
合 計	△ 421,675	594,178,405→593,756,730	

令和元年度2月補正予算(令和2年3月9日追加提案分) 主要な目的別増減調書

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 議 会 費			
2 総 務 費			
3 民 生 費			
4 衛 生 費			
5 労 働 費			
6 農林水産業費	△ 89,737		CSF等緊急防疫対策事業 △ 44,216 (76,160 → 31,944) 農地中間管理総合対策事業 △ 33,853 (469,779 → 435,926) メガ団地等大規模園芸拠点育成事業 △ 11,668 (647,891 → 636,223)
7 商 工 費			
8 土 木 費			
9 警 察 費			
10 教 育 費			
11 災害復旧費	△ 331,938		国直轄災害事業負担金 △ 331,938 (617,725 → 285,787)
12 公 債 費			
13 諸 支 出 金			
14 予 備 費			
合 計	△ 421,675	594,178,405→593,756,730	

令和元年度2月補正予算(令和2年3月9日追加提案分) 主要な性質別増減調書

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 人 件 費			
2 物 件 費			
3 扶 助 費			
3 補 助 費 等	△ 78,069		CSF等緊急防疫対策事業 △ 44,216 (76,160 → 31,944) 農地中間管理総合対策事業 △ 33,853 (466,482 → 432,629)
3 積 立 金			
3 投 資 及 び 出 資 金			
3 貸 付 金			
4 維 持 修 繕 費			
5 補 助 投 資 事 業 費	△ 4,082		メガ団地等大規模園芸拠点育成事業 △ 4,082 (370,697 → 366,615)
6 単 独 投 資 事 業 費	△ 7,586		メガ団地等大規模園芸拠点育成事業 △ 7,586 (276,291 → 268,705)
7 補 助 災 害 復 旧 事 業 費			
8 単 独 災 害 復 旧 事 業 費			
9 国 直 轄 事 業 負 担 金	△ 331,938		国直轄災害事業負担金 △ 331,938 (617,725 → 285,787)
10 公 債 費			
11 繰 出 金			
合 計	△ 421,675	594,178,405→593,756,730	

資料2 (追加補正予算関係)

令和2年3月9日
財政課

令和2年度補正予算

(令和2年3月9日追加提案分) に関する説明資料

(議案第117号)

令和2年度補正予算(令和2年3月9日追加提案分) 主要な歳入増減調書

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 県 税			
2 地方消費税清算金			
3 地方譲与税			
4 地方特例交付金			
5 地方交付税			
6 交通安全対策特別交付金			
7 分担金及び負担金			
8 使用料及び手数料			
9 国庫支出金	210,898	感染症対策費 210,898 (86,041 → 296,939)	
10 財産収入			
11 寄附金			
12 繰入金	160,597	財政調整基金繰入金 160,597 (2,560,000 → 2,720,597)	
13 繰越金			
14 諸収入			
15 県 債			
合 計	371,495	579,414,000→579,785,495	

令和2年度補正予算(令和2年3月9日追加提案分) 主要な目的別増減調書

(単位:千円)

区分	増減額	増額内訳	減額内訳
1 議会費			
2 総務費			
3 民生費			
4 衛生費	371,495	新興感染症対策事業 270,890 (90,342 → 361,232) 感染症患者入院治療費 100,605 (3,791 → 104,396)	
5 労働費			
6 農林水産業費			
7 商工費			
8 土木費			
9 警察費			
10 教育費			
11 災害復旧費			
12 公債費			
13 諸支出金			
14 予備費			
合計	371,495	579,414,000→579,785,495	

令和2年度補正予算(令和2年3月9日追加提案分) 主要な性質別増減調書

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 人 件 費			
2 物 件 費	145,245	新興感染症対策事業 144,000 (77,192 → 221,192) 感染症患者入院治療費 1,245 (6 → 1,251)	
3 扶 助 費	99,360	感染症患者入院治療費 99,360 (125 → 99,485)	
その他の行政経費	補 助 費 等		
	積 立 金		
	投資及び出資金		
	貸 付 金		
4 維 持 修 繕 費			
5 補 助 投 資 事 業 費	126,890	新興感染症対策事業 126,890 (0 → 126,890)	
6 単 独 投 資 事 業 費			
7 補 助 災 害 復 旧 事 業 費			
8 単 独 災 害 復 旧 事 業 費			
9 国 直 轄 事 業 負 担 金			
10 公 債 費			
11 繰 出 金			
合 計	371,495	579,414,000→579,785,495	

「秋田県県税条例の一部を改正する条例案」について (議案第119号)

令和2年3月9日
税 務 課

1 改正理由

地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い電気供給業のうち小売電気事業等及び発電事業等に係る法人の事業税について課税方式の見直し等を行う等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に係る法人の事業税について、課税方式を見直すこととする。(条例第48条、第48条の2、第49条、第51条及び第53条並びに条例附則第14条の2の2及び附則第14条の2の3関係)

① 改正の概要

資本金の額又は出資金の額(以下「資本金」という。)が1億円超の普通法人にあっては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、資本金が1億円以下の法人等にあっては収入割額及び所得割額の合算額によって、それぞれ課すこととし、税率を次のとおりとすることとする。

○小売電気事業等及び発電事業等に係る法人事業税の税率

	(改正前)		(改正後)	
	収入割	収入割	付加価値割	資本割
資本金1億円超の法人	1.0%	0.75%	0.37%	0.15%
資本金1億円以下の法人等	1.0%	0.75%	1.85%	

※ 法人事業税の税率見直しを受けて、特別法人事業税(国税)の税率も同税が減少しないように調整される。

② 改正の経緯

電気供給業に係る法人事業税について、令和2年の送配電部門の法的分離、新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮の上、一定の代替財源を確保しつつ、小売電気・発電事業に係る課税方式を見直すこととなった。

※ 代替財源：軽油引取税の課税免除の特例(汽力発電装置)の廃止

③ 適用時期

令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用することとする。

(2) ゴルフ場利用税の税率の特例に係る規定を整理することとする。(条例第86条関係)

① 改正の概要

県は、国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手（プロゴルファーを除く。）が同競技の公式の練習のためにゴルフ場を利用する場合にゴルフ場利用税の税率を2分の1にする特例措置を設けていたところ、当該選手が非課税となることに伴い、所要の規定の整理を行うこととする。

(参考) 改正後のゴルフ場利用税の特例を受ける者

- ゴルフ場利用税が非課税となる者
 - ・ 年齢18歳未満又は70歳以上の者
 - ・ 障害者
 - ・ 国民体育大会及びその予選会並びにそれぞれの公式練習に参加する選手
 - ・ 学校の教育活動としてゴルフを行う学生及び引率する教員
 - ・ 東京オリンピック等の国際競技大会及びその公式練習に参加する選手
- ゴルフ場利用税の税率の特例（2分の1軽減）を受ける者
 - ・ 年齢65歳以上70歳未満の者
 - ・ 午前8時までに利用を終える者又は午後4時以後に利用を開始する者
 - ・ 公益財団法人日本ゴルフ協会が主催する競技会及びその予選会並びにそれぞれの指定練習日における練習に参加する選手（プロゴルファーを除く。）

② 適用時期

令和2年4月1日

(3) 県税の特例措置（いずれも軽減措置）を延長することとする。

- ① 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を令和6年度（現行：令和3年度）まで延長することとする。（附則第5条関係）
- ② 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を令和5年度（現行：令和2年度）まで延長することとする。（附則第10条関係）
- ③ 不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例の適用期限を令和4年3月31日（現行：令和2年3月31日）まで延長することとする。（附則第14条の7関係）

(4) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和2年4月1日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

新	旧
<p>(事業税の納税義務者等) 第四十八条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第六項各号に掲げる法人、第三項の規定により法人とみなされる法人でない社団及び財団、第四項の法人課税信託の引受けを行う個人、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額</p> <p>二 電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）、ガス供給業（法第七十二条の二第一項第二号に規定するガス供給業をいう。以下この節において同じ。）、保険業及び貿易保険業 収入割額</p> <p>三 電気供給業のうち、小売電気事業等（法第七十二条の二第一項第三号に規定する小売電気事業等をいう。以下この節におい</p>	<p>(事業税の納税義務者等) 第四十八条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により、その法人に課する。</p> <p>一 次号 〃に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第五項各号に掲げる法人、第三項の規定により法人とみなされる法人でない社団及び財団、第四項の法人課税信託の引受けを行う個人、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額</p> <p>二 電気供給業 〃、ガス供給業（法第七十二条の二第一項第二号に規定するガス供給業をいう。以下この節において同じ。）、保険業及び貿易保険業 収入割額</p>

て同じ。)及び発電事業等(同号に規定する発電事業等を用い、以下この節において同じ。)次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) (二)に掲げる法人以外の法人 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

(二) 第一号(二)に掲げる法人 収入割額及び所得割額の合算額
2 5 略

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)
第四十八条の二 略

2 略

3 前二項の規定により法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、第五十一条第一号及び第四項第一号中「掲げる法人」とあるのは「掲げる法人で固有法人であるもの」と、同条第一項第三号及び第四項第三号中「その他の法人」とあるのは「その他の法人(第四十八条第一項第一号(一)に掲げる法人で受託法人であるものを含む。)」と、同条第三項第一号中「合計額」とあるのは「合計額(受託法人であるものにあつては、(一)に掲げる金額)」と、同条第四項中「法人で」とあるのは「受託法人及び三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で」とする。

(法人の事業税の課税標準)

第四十九条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業税の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。

- 一 付加価値割 各事業年度の付加価値額
- 二 資本割 各事業年度の資本金等の額
- 三 所得割 各事業年度の所得
- 四 収入割 各事業年度の収入金額

2 5 略

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)
第四十八条の二 略

2 略

3 前二項の規定により法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、第五十一条第一号及び第三項第一号中「掲げる法人」とあるのは「掲げる法人で固有法人であるもの」と、同条第一項第三号及び第三項第三号中「その他の法人」とあるのは「その他の法人(第四十八条第一項第一号(一)に掲げる法人で受託法人であるものを含む。)」と、同項

中「法人で」とあるのは「

受託法人及び三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で」とする。

(法人の事業税の課税標準)

第四十九条 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。

- 一 次号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる事業税の区分に応じ、それぞれ次に定めるもの
- (一) 付加価値割 各事業年度の付加価値額
- (二) 資本割 各事業年度の資本金等の額
- (三) 所得割 各事業年度の所得

2 二以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人に係る事業税の課税標準は、当該法人の前項の各事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得及び収入金額を法第七十二条の四十八の規定により分割した額とする。

3 第一項の各事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得及び収入金額は、法第七十二条の十四から第七十二条の二十四の三までの規定により算定する。

(法人の事業税の税率等)

第五十一条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第四項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 略

二 特別法人（法第七十二条の二十四の七第六項に規定する特別法人をいう。第四項第二号において同じ。） 次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に定める率を乗じて計算した金額の合計額（表 略）

三 略

2 電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一を乗じて得た金額とする。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 第四十八条第一項第三号(一)に掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

二 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業 各事業年度の収入金額

2 二以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人に係る事業税の課税標準は、当該法人の前項の各事業年度の付加価値額、資本金等の額及び所得並びに各事業年度の収入金額を法第七十二条の四十八の規定により分割した額とする。

3 第一項の各事業年度の付加価値額、資本金等の額及び所得並びに各事業年度の収入金額は、法第七十二条の十四から第七十二条の二十四の三までの規定により算定する。

(法人の事業税の税率等)

第五十一条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第三項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 略

二 特別法人（法第七十二条の二十四の七第五項に規定する特別法人をいう。第三項第二号において同じ。） 次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に定める率を乗じて計算した金額の合計額（表 略）

三 略

2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一を乗じて得た金額とする。

(一) 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五を乗じて得た金額
(二) 各事業年度の付加価値額に百分の〇・三七を乗じて得た金額

(三) 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・一五を乗じて得た金額

二 第四十八条第一項第三号(二)に掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

(一) 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五を乗じて得た金額

(二) 各事業年度の所得に百分の一・八五を乗じて得た金額
4 | 5 | 略

(法人の事業税の申告納付の期間)

第五十三条 事業税の納税義務がある法人が各事業年度に係る事業税

についてすべき

申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 略

二 前号に掲げる法人で、法第七十二条の二十五第三項(法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。)の規定

による総合県税事務所長の承認を受けたものにあつては、当該法人の当該事業年度終了の日から三月以内(次に掲げる場合に

該当するときは、それぞれ次に定める期間内)。ただし、法第七十二条の二十五第六項及び第十六項(これらの規定を法第七

十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。)の規定による総合県税事務所長の承認を受けた場合には、指定した日

まで

(一)・(二) 略

三 第一号に掲げる法人で、法第七十二条の二十五第五項(法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。)の規

3 | 4 | 略

(法人の事業税の申告納付の期間)

第五十三条 事業税の納税義務がある法人が、各事業年度に係る所得割(第四十八条第一項第一号(一)に掲げる法人にあつては、付加価値割、資本割及び所得割とする。)又は収入割についてすべき

申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 略

二 前号に掲げる法人で、法第七十二条の二十五第三項(法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。)の規定

による総合県税事務所長の承認を受けたものにあつては、当該法人の当該事業年度終了の日から三月以内(次に掲げる場合に

該当するときは、それぞれ次に定める期間内)。ただし、法第七十二条の二十五第六項及び第十四項(これらの規定を法第七

十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。)の規定による総合県税事務所長の承認を受けた場合には、指定した日

まで

(一)・(二) 略

三 第一号に掲げる法人で、法第七十二条の二十五第五項(法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。)の規

定による総合県税事務所長の承認を受けたものにあつては、当該法人の当該事業年度終了の日から四月以内（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める期間内）。ただし、法第七十二条の二十五第七項及び第十六項（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による総合県税事務所長の承認を受けた場合には、指定した日まで

(一)・(二) 略

四〇六 略

2 略

(ゴルフ場利用税の税率の特例)

第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者のゴルフ場の利用について支払うべき利用料金の額が、当該ゴルフ場における定めにより、通常支払うべき利用料金の額の五分の四（第二号に掲げる者の利用にあつては、二分の一）以下である場合においては、当該利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、前条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の二分の一とする。

一・二 略

三 規則で定める競技会のゴルフ競技に参加する選手（プロゴルフアーである者を除く。）であつて、当該競技会におけるゴルフ競技及び指定された練習日における練習のために利用するもの

2・3 略

附則

定による総合県税事務所長の承認を受けたものにあつては、当該法人の当該事業年度終了の日から四月以内（次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める期間内）。ただし、法第七十二条の二十五第七項及び第十四項（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による総合県税事務所長の承認を受けた場合には、指定した日まで

(一)・(二) 略

四〇六 略

2 略

(ゴルフ場利用税の税率の特例)

第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者のゴルフ場の利用について支払うべき利用料金の額が、当該ゴルフ場における定めにより、通常支払うべき利用料金の額の五分の四（第二号に掲げる者の利用にあつては、二分の一）以下である場合においては、当該利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、前条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の二分の一とする。

一・二 略

三 次に掲げる競技会のゴルフ競技に参加する選手（プロゴルフアーである者を除き、それぞれ次に定める練習又は競技のために利用する者に限る。）

(一) スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第二十六条第一項に規定する国民体育大会 当該大会について指定された練習日における練習

(二) (一)に掲げるもののほか、規則で定める競技会 当該競技会における競技及び指定された練習日における練習

2・3 略

附則

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

第五条 昭和五十七年度から令和六年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が千五百頭以内である場合に限る。）において、第三十七条の四の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで提出された法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第二十五条第一項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として令附則第五条第一項の規定により計算した額を免除する。

2・3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第十条 昭和六十三年から令和五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第二十七条の三第二項において同じ。）の譲渡（同法第三十一条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第二十七条の三第二項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第三十四条の二第一項に規定する優良住宅地等の

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

第五条 昭和五十七年度から令和三年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が千五百頭以内である場合に限る。）において、第三十七条の四の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで提出された法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第二十五条第一項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として令附則第五条第一項の規定により計算した額を免除する。

2・3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第十条 昭和六十三年から令和二年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第二十七条の三第二項において同じ。）の譲渡（同法第三十一条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第二十七条の三第二項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第三十四条の二第一項に規定する優良住宅地等の

ための譲渡をいう。)に該当するときににおける前条第一項に規定する譲渡所得(次条第一項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割の額は、前条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

一・二 略

2 前項の規定は、昭和六十三年年度から令和五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第三十四条の二第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。)に該当するときににおける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割について準用する。

3 略

4 第二項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、法附則第三十四条の二第二項に規定する予定期間内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で令附則第十七条の二第四項に規定する場合において、当該予定期間の初日から当該予定期間の末日後二年以内の日で同項に規定する日までの間に当該譲渡の全部又は一部が同法第三十一条の二第二項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが事実であると認められることにつき法施行規則附則第十三条の三第十一項に規定するところにより証明がされたときは、次項の規定の適用については、法附則第三

ための譲渡をいう。)に該当するときににおける前条第一項に規定する譲渡所得(次条第一項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割の額は、前条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

一・二 略

2 前項の規定は、昭和六十三年年度から令和二年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第三十四条の二第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。)に該当するときににおける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割について準用する。

3 略

4 第二項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、法附則第三十四条の二第二項に規定する予定期間内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となつた場合で令附則第十七条の二第四項に規定する場合において、当該予定期間の初日から当該予定期間の末日後二年以内の日で同項に規定する日までの間に当該譲渡の全部又は一部が租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが事実であると認められることにつき法施行規則附則第十三条の三第十一項に規定するところにより証明がされたときは、次項の規定の適用については、法附則第三

第十四条の二第二項に規定する予定期間は、当該初日から当該令附則第十七条の二第四項に規定する日までの期間とする。

5 第二項の規定の適用を受けた譲渡の全部又は一部が法附則第三十四条の二第二項に規定する予定期間内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなつた場合には、その該当しないこととなつた譲渡は、第二項の規定にかかわらず、同項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

(法人の事業税の課税標準の特例)

第十四条の二の二 当分の間、第四十九条第三項の規定の適用については、同項中「第七十二条の二十四の三まで」とあるのは、「第七十二条の二十四の三まで及び法附則第九条」とする。

(法人の事業税の税率の特例)

第十四条の二の三 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する事業年度に係る所得割については、第五十一条第一項第二号中「

各事業年度の所得のうち年四百万円を 超える金額	百分の四・九
----------------------------	--------

「とあるのは」

各事業年度の所得のうち年四百万円を 超え年十億円以下の金額	百分の四・九
各事業年度の所得のうち年十億円を超 える金額	百分の五・七

第十四条の二第二項に規定する予定期間は、当該初日から当該令附則第十七条の二第四項に規定する日までの期間とする。

5 第二項の規定の適用を受けた譲渡の全部又は一部が法附則第三十四条の二第二項に規定する予定期間内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなつた場合には、その該当しないこととなつた譲渡は、第二項の規定にかかわらず、同項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

(法人の事業税の課税標準の特例)

第十四条の二の二 当分の間、第四十九条第三項の規定の適用については、同項中「第七十二条の二十四の三まで」とあるのは、「第七十二条の二十四の三まで並びに法附則第九条」とする。

(法人の事業税の税率の特例)

第十四条の二の三 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する事業年度に係る所得割については、第五十一条第一項第二号中「

各事業年度の所得のうち年四百万円を 超える金額	百分の四・九
----------------------------	--------

「とあるのは」

各事業年度の所得のうち年四百万円を 超え年十億円以下の金額	百分の四・九
各事業年度の所得のうち年十億円を超 える金額	百分の五・七

「と、同条第四項第二号中「百分の四・九」とあるのは「百分の四・九（各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の五・七）」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第一項又は前項」と、「同項」とあるのは「第一項」と、「八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」ととあるのは「八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「年十億円」とあるのは「十億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」ととする。

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第十四条の七 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令附則第六条の十七第一項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第六十三条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から令和四年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは、「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第七十三条第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第七十四条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七十三条第一項第一号中「二年」とあるのは、「三年（同日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として令附則第六条の十七第二項に規定する場合には、四年）」と、第七十四条第一項中「二年以内、同条第二項第一号」とあるのは、「三年（令附則第六条の十七第二項に規定する場合には、四年）以内、前条第二項第一号」とする。

「と、同条第三項第二号中「百分の四・九」とあるのは「百分の四・九（各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の五・七）」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第一項又は前項」と、「同項」とあるのは「第一項」と、「八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」ととあるのは「八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「年十億円」とあるのは「十億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」ととする。

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第十四条の七 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令附則第六条の十七第一項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第六十三条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から令和二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは、「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第七十三条第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第七十四条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七十三条第一項第一号中「二年」とあるのは、「三年（同日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として令附則第六条の十七第二項に規定する場合には、四年）」と、第七十四条第一項中「二年以内、同条第二項第一号」とあるのは、「三年（令附則第六条の十七第二項に規定する場合には、四年）以内、前条第二項第一号」とする。

